

徳島県訓令第四号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局
徳島県教育委員会事務局
徳島県人事委員会事務局
徳島県監査事務局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局
徳 島 県 警 察 本 部
徳 島 県 議 会 事 務 局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十一月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第六十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「当該事案を担当する」及び「（次に掲げる事案にあつては、全ての副知事）」を削り、「場合」の下に「又は当該事案が次項第一号に規定する特定事案（次に掲げるものを除く。）に該当する場合」を加え、同条第三項第一号中「又は」を「、」に改め、「農林水産部」の下に「又は県土整備部」を、「事案」の下に「（以下「特定事案」という。）」を加え、同項第二号中「海区漁業調整委員会」を「収用委員会、海区漁業調整委員会」に、「前号に掲げる事案」を「特定事案」に改め、同号を同項第二号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 企業局に関する事案（特定事案に該当するものを除く。）

第十九条の表知事の事務部局の知事の項中「が担任する事務に係る事案にあつては当該事務を担当する副知事、第三条第三項各号に掲げる事案にあつては」を「（特定事案（第三条第二項各号に掲げるものを除く。）にあつては、「」に改め、「（同条第二項各号に掲げる事案にあつては、副知事とし、知事の職務を代理する順序により代決するものとする。」「を削り、「第三条第三項各号に掲げる事案（同条第二項各号」を「特定事案（第三条第二項各号」に改め、同表教育委員会事務局の知事の項中「教育委員会との連絡調整を担当する」を削り、同表警察本部の知事の項中「公安委員会との連絡調整を担当する」を削る。

附 則

この訓令は、令和元年十一月一日から施行する。